

令和6年6月28日

村内農家 各位

西目屋村産業課

## 令和6年産りんごのモモシンクイガ防除のための 交信かく乱剤購入費用の4分の1を支援します！

村では、輸出リンゴに重大な影響を及ぼすモモシンクイガの防除対策として、令和6年に設置する交信かく乱剤の購入費用に対して以下のとおり支援を行います。

つきましては、支援を希望される農家の方は、必要書類をご持参の上、役場産業課窓口までお越しください。

### 記

#### **1 対象者**

令和6年産りんごの交信かく乱剤を使用した防除に取り組み、次の要件の全てを満たす方が対象です。

- (1) 農業協同組合又は取扱販売店から交信かく乱剤を購入していること。
- (2) 村内に住所を有してりんご生産に従事する者又は農業者団体
- (3) 令和6年産から3年以上継続して交信かく乱剤を利用した防除に取り組む意思を有していること。
- (4) 村が農業協同組合もしくは取扱販売店又は関係機関から補助金の交付に必要な情報の提供を受けること及び利用することに同意できること。
- (5) 村税を滞納していないこと。

#### **2 対象資材**

令和6年に設置する交信かく乱剤コンフューザーR

#### **3 支援内容**

対象経費(税抜)の4分の1以内とします(おおむね10アール当たり100本)。

#### **4 必要書類**

- (1) 補助金交付申請書兼請求書(役場産業課窓口にて備え付けています)
- (2) 交信かく乱剤の購入金額、購入数量、納入日が確認できる書類
- (3) 令和6年産りんごの経営園地及び交信かく乱剤を設置する園地の所在、面積が確認できる書類(持ち合わせていない場合は、役場の農地台帳で確認します)

#### **5 提出期限**

令和6年9月30日(月)

#### **6 問合せ**

西目屋村産業課産業係 電話85-2801(直通)